

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

事業者名 札幌市交通局

代表者名 交通事業管理者 交通局長 中田 雅彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
エレベーター等の新設 旅客用トイレ改修  車両とホームの段差隙間縮小に向けた調査検討業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、エレベーター等の設置により複数の移動等円滑化経路となる駅を検討している。</li> <li>・一般トイレの洋式化、オストメイト用設備の機能の分散、トイレ出入口の段差解消等の整備を実施する。 (改良工事：東西線大通駅(改札外)、東札幌駅 実施設計：北24条駅、北12条駅、新さっぽろ駅)</li> <li>・車いす等のお客様が単独で列車乗降しやすくするための車両とホームの段差及び隙間の縮小について、調査検討業務によりどのような手法が採用可能か検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーター実施設計 東) 新さっぽろ駅</li> <li>・エレベーター基本設計 南) 北24条駅</li> <li>・トイレ改修工事 東) 円山公園 東) 大通 (R4年6,7月供用開始)</li> <li>南) すすきの(2か年)</li> <li>・トイレ実施設計 未実施(入札不調)</li> <li>・車両とホームの段差隙間縮小に向けた調査検討業務を行い、段差隙間値の現地測定や対策工等に関する検討を行った。</li> </ul>

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
エスカレーター・エレベーターの更新による基準適合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局内計画に基づくエスカレーター・エレベーターの更新工事により、基準を遵守した内容の音声案内に順次更新する。</li> <li>【R4年度】 エスカレーター：ひばりが丘駅、新さっぽろ駅、大谷地駅、南郷7丁目駅 エレベーター：南郷13丁目駅、北34条駅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エスカレーター</li> <li>●実施設計 東) ひばりが丘駅 東) 新さっぽろ駅</li> <li>●更新工事 東) 南郷7丁目駅 東) 大谷地駅 東) ひばりが丘駅 東) 新さっぽろ駅</li> <li>・エレベーター</li> <li>●実施設計 南) 澄川駅 東) 宮の沢駅</li> <li>●更新工事 東) 南郷13丁目 南) 北34条駅</li> </ul>

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅職員の乗降介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下鉄車両とホームに段差により、渡し板を活用して車椅子等を利用される方への乗降介助を実施している。</li> <li>3路線が乗り入れする大通駅では、車椅子等乗降介助を必要とする方が多く利用されることから、乗降介助を専属実施するため、対応班を編成し対応にあっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全49駅における車椅子等乗降介助件数(35,900件/年)</li> <li>対応班による大通駅での対応件数(18,649件/年)</li> </ul>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホーム等案内表示器更新 案内放送装置の更新 南北線5000形車両表示器更新 東西線8000形車両表示器更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>南北線・東西線のホーム等案内表示器は、情報量が多く表示の自由度が図れる液晶タイプを検討している。(2019年度～2023年度)</li> <li>南北線・東西線のホーム案内放送装置を東豊線で採用している、ホーム番線ごとに男女別の音声案内として、案内表示器更新に合わせて更新する。(2019年度～2023年度)</li> <li>南北線5000形車両の3色LED車内案内表示器及び正面行先表示器を、CUD認証を取得したフルカラーLEDの表示器へ更新する。(2017年度～2022年度)</li> <li>東西線8000形車両の3色LED車内案内表示器及び正面行先表示器を、CUD認証を取得したフルカラーLEDの表示器へ更新する。(2019年度～2024年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3色LED車両案内表示器及び正面行先表示器については、「移動等円滑化取組報告書」(鉄道車両)で実施状況を報告。</li> </ul>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者への接遇に関する民間資格の取得 駅職員に対するバリアフリー研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅業務を委託する一財)札幌市交通事業振興公社では、障害者への接遇を学ぶため、毎年助役以上へ昇任した際にサービス介助士の民間資格を取得している。</li> <li>全駅職員対象にバリアフリーに関するスキル向上を目的としてサービス介助士の資格を有する職員によるバリアフリー研修を実施。(3年サイクル、次回2023年度予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス介助士の資格取得(2022年12月現在98名/508名)</li> <li>障害者差別解消法の趣旨を理解するとともに、職員が障がいのある方に対する適切な接遇を行うことを目的に実施。障害当事者による地下鉄公共交通機関を利用するうえで施設面での支障や過去に実体験で困った体験についての講話 ⇒新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施。</li> </ul>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
各施設付近への掲出による案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者障害者等用施設等（エレベーター、障がい者用トイレ、車椅子スペースなど）の周辺へのステッカー及び標識等の掲出により、一般旅客に対して適正な配慮をされるよう啓発する。</li> <li>・旅客用トイレ改修において、障がい者用トイレの適正利用を促すため、改修時に入口サインを「バリアフリートイレ」に統一する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の各施設について、継続的にポスター等掲出により啓発を行っている。</li> <li>・円山公園駅、東西線大通駅旅客用トイレ改良工事において、入口サインを「バリアフリートイレ」に更新した。</li> </ul>

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅構内案内表示サインの表示を統一するため、駅と接続する地下通路案内サイン等の表示と統一を図る。</li> <li>・施設改修や新たに設備を設置する場合には、障害者当事者や有識者団体などの意見を聴衆しながら事業内容を共有する。</li> </ul>
---

(3) 報告書の公表方法

札幌市交通局ホームページに掲載
-----------------

(4) その他

中期的な対応方針に記載された事項については、札幌市交通事業経営計画【令和元～10年度(2019～2028年度)】に基づき実施する。
---

住 所 札幌市厚別区大谷地第2丁目4番1号  
事 業 者 札幌市交通局  
代 表 者 名 交通事業管理課 交通局長 中田 将典

(令和4年度)

1. 鉄道駅の移動時間消化の達成状況(概数版ご記入)

(令和4年3月31日現在)

Table with 2 columns: 〇, ●. Contains counts for various categories.

Main data table with columns: 駅名, 路線, 区間, 利用者数, etc. Lists 47 stations and their performance metrics.

Table for station improvement measures. Columns include: 駅名, 改善内容, 実施状況, etc.



移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

事業者名 札幌市交通局

代表者名 交通事業管理者 交通局長 中田 雅幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	